

事件名：携帯電話向け音楽データストレージサービス事件

法分野：著作権法

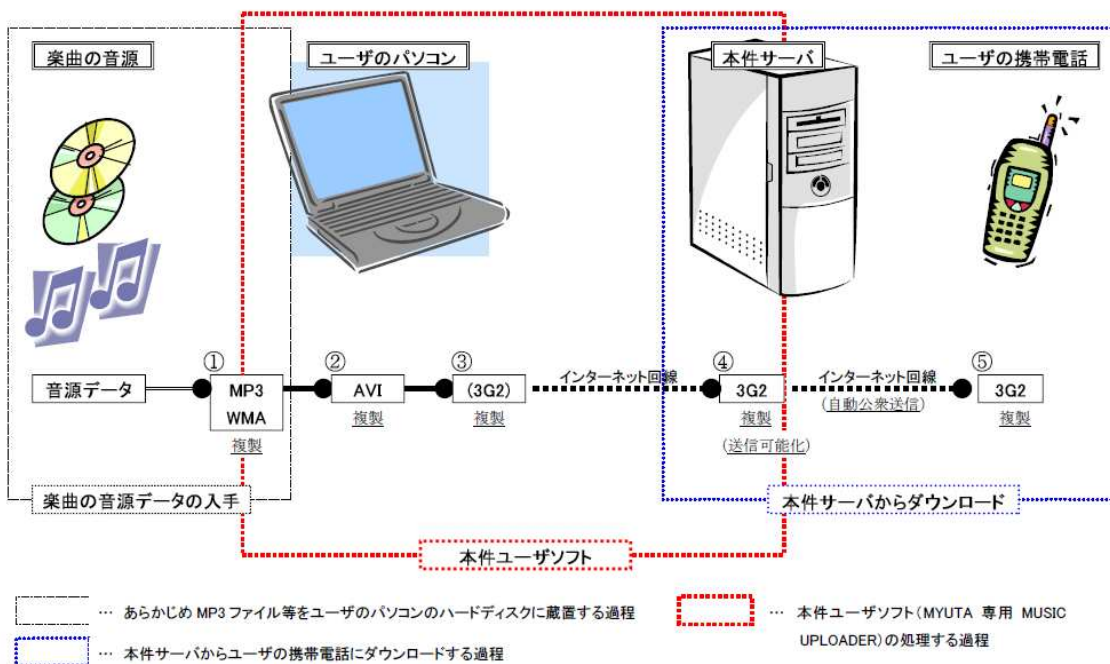
東京地方裁判所平成19年5月25日判決（最高裁HP）

【事案の概要】

原告（携帯電話向けストレージサービス業者）が、被告（社団法人日本音楽著作権協会）に対し、原告の下記サービスの提供について、被告が管理する音楽著作物の著作権に基づく差止請求権が存在しないことの確認を求める事案。

- 原告のサービス内容及び当該サービスにおける音楽著作物の利用態様 -

原告が作成して提供する専用ソフト（「本件ユーザソフト」）を用いて、ユーザが楽曲の音源データを自己のパソコンで携帯電話用ファイルに圧縮し（「3G2 ファイル」）、インターネットを經由して原告運営サーバ（「本件サーバ」）のストレージ（記録媒体）にアップロードして蔵置し、これを任意の時期に自己の携帯電話にダウンロードできるようにするサービスで、これにより、ユーザーは携帯電話で楽曲を自由に再生することができる。



(判決別紙より)

【争点】

- (1) 本件サーバにおける 3G2 ファイルの複製行為（上記図 ）について、その行為主体はユーザか原告か。
- (2) 本件サーバからユーザの携帯電話に向けた 3G2 ファイルの送信（上記図 へのダウンロード）について、自動公衆送信行為（著作権法2条1項9号の4）がされたといえるか。自動公衆送信行為である場合、その行為主体はユーザか原告か。

【争点に対する判断】（結論：請求棄却）

- (1) **複製行為** の主体はユーザではなく原告であり、被告の許諾を受けない限り、管理著作物の著作権を侵害する。
 （理由） 本件サービスは、パソコンと携帯電話のインターネット接続環境を有するユーザを対象として、CD等の楽曲を自己の携帯電話で聴くことができるようにするものであり、複製行為 は、本件サービスにおいて極めて重要なプロセスと位置付けられる（本件サーバにおける複製は、音源データのバックアップ等として、ファイルを単に保存すること自体に意味があるものではない）。
 本件サービスにおいて、3G2 ファイルの蔵置及び携帯電話への送信等中心的役割を果たす本件サーバは原告が所有し、その支配下に設置管理する。
 原告は、本件サービスの利用に不可欠な本件ユーザソフトを作成して提供し、当該ソフトは、本件サーバとインターネット回線を介して連動している状態において、本件サーバの認証を受けなければ作動しないようになっている。
 本件サーバにおける 3G2 ファイルの複製は、本件ユーザソフトがユーザのパソコン内で起動され、

本件サーバ内のソフトウェアとインターネット回線を介して連動した状態で機能するように原告によってシステム設計されたものである

ユーザが個人レベルでCD等の楽曲の音源データを携帯電話で利用することは、技術的に相当程度困難であり、本件サービスにおける本件サーバのストレージのような携帯電話にダウンロードが可能な形のサイトに音源データを蔵置する複製行為により、初めて可能になる

ユーザは、本件サーバにどの楽曲を複製するか等の操作の端緒となる関与を行うものではあるが、本件サーバにおける音源データの蔵置に不可欠な本件ユーザソフトの仕様や、ストレージでの保存に必要な条件は、原告によって予めシステム設計で決定され、その複製行為は、専ら原告の管理下にある本件サーバにおいて行われるものである

本件サービスは、有料化が予定されている

(2)本件サーバからユーザの携帯電話に向けた3G2ファイルの送信(上記図 へのダウンロード)は自動公衆送信行為に当たり、その主体はユーザではなく原告である。従って、被告の許諾を受けない限り、管理著作物の著作権を侵害する。

(理由) 本件サービスにおいて、音源データの送信行為が不可避的であって、本件サーバから3G2ファイルを送信する行為()は、本件サービスにおいて不可欠の最終的なプロセスと位置付けられる

本件サービスにおいて、3G2ファイルの蔵置及び携帯電話への送信等中心的役割を果たす本件サーバは原告がこれを所有し、その支配下に設置管理する

本件サーバによる3G2ファイルの送信は、インターネット回線を介して、ユーザの携帯電話と本件サーバ内の本件ストレージソフトが連動して機能するように、原告によってシステム設計されたものである

本件サーバからの送信行為は、本件サーバでの複製行為を前提とするものであり、ユーザが個人レベルでCD等の楽曲の音源データを携帯電話で利用することは、技術的に相当程度困難である

ユーザは、本件サーバにどの楽曲をダウンロードするか等の操作の端緒となる関与を行うものではあるが、本件サーバによる音源データの送信に係る仕様や条件は、原告によって予めシステム設計で決定され、その送信行為は、専ら原告の管理下にある本件サーバにおいて行われるものである

3G2ファイルの送信行為()の主体はユーザでなく原告である

「公衆」とは、不特定の者又は特定多数の者をいい(著作権法2条5項)、本件サービスは所定の会員登録を済ませれば誰でも利用可能であるから、ユーザは、原告にとって「不特定の者」であり、本件サーバからユーザの携帯電話に向けての3G2ファイルの送信は、公衆たるユーザからの求めに応じ、ユーザによって直接受信されることを目的として自動的に行われるものである。

原告は、本件サーバに蔵置した音源データのファイルには当該ユーザしかアクセスできず、ユーザが専ら自分自身に向けて行っているに過ぎない旨主張するが、これは、他の機器からの接続が許可されないように原告が作成したシステム設計の結果であり、送信主体が原告であり、受信するのが不特定の者であることに変わりない

3G2ファイルの送信行為()は自動公衆送信(2条1項9号の4)に該当する

【コメント】

- ・ 本件とは逆に侵害を否定した「まねきTV事件」(東京地決H18.8.4判タ1234-278、知財高決H18.12.22最高裁HP)との相違点としては、まねきTV事件においては、各サーバ(ベースステーション)の所有権が名実ともに各ユーザにあり、それぞれ別個独立のものであるのに対し、本件ではデータを蔵置するサーバは被告が所有している点、まねきTV事件においてはソニー製ソフトウェアがそのまま利用されているのに対し、本件では、被告提供による専用ソフトが利用されている点が差し当たり指摘できようか。
- ・ また、まねきTVにおいて利用者が享受できるサービス(放送区域外での番組視聴)は、誰もがソニー製ロケーションフリーテレビを購入することにより実現可能であるのに対し、本件サービスにおいて利用者が享受できるサービス(自己保有音楽CDを携帯電話で聴く)は、利用者個人レベルで実現することが「相当程度困難である」という点が、結論の違いに影響を与えているものと思われる。